

静岡市食品国民健康保険組合の未就学児を属する世帯の
組合員の皆様へ

**未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減
措置の導入に伴い、未就学児が属する組合員世帯の
保険料軽減を実施します。**

【対象となる組合員世帯】

令和5年11月30日時点において、静岡市食品国保組合に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）が属している組合員世帯。

【軽減内容】

申請のあった組合員世帯の未就学児1人につき12,000円を還付します。

【実施時期】

令和6年3月国民健康保険保険料賦課分

※申請する場合は、令和5年12月中にお送りする申請書及び振込依頼書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて令和6年1月26日（金）まで（必着）に静岡市食品国民健康保険組合にご提出ください。

提出先：静岡市食品国民健康保険組合

〒420-0034

静岡市葵区常磐町1丁目4の11 杉徳ビル5階

TEL＜054＞253－4533